

令和4年3月定例会

文教厚生委員会記録

- 開催日時 令和4年3月16日（水曜日） 午後1時から
- 場 所 全員協議会室
- 付託案件 議案第2号
有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第6号
有田市民水泳場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 出席者
出席委員 池田敦城委員長・中西登志明副委員長
西口正助委員・宇野博治委員・児嶋清秋委員
成川 満委員・上野山善久委員

中谷桂三議長
- 当 局
市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・児嶋利樹市民課長
石井哲也生活環境課長・松村尚彦福祉課長
南村尚史福祉相談室長・桃井克博健康課長
若松伸行高齢介護課長・田中育美保険年金係長
教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事
嶋田実明生涯学習課長・田廣研作社会体育係長
水道事務所 北野宏幸水道事務所長・馬倉三喜水道課長
総合行政委員会事務局 大谷せつ子局長
市立病院 神保佳紀事務長・石井絹代庶務課長

議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

開 会

○池田委員長： 開会挨拶

○桃井課長： 議案第2号
有田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明

○池田委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○成川委員： 国民健康保険税の減額措置ということですが、新型コロナウイルス感染症対策の一環での改正なのか、子育て支援というところからの改正なのか、おそらく後者の方だと思いますが、これは時限的なものではなく、今後改正されるまでは続いていくものですか。

○桃井課長： 1点目ですが、目的趣旨としましては、子育て世代の経済的負担軽減の観点から導入するものです。2点目の期限につきましては、改正されるまで減額措置が続きます。

○成川委員： 了解です。

○池田委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○嶋田課長： 議案第6号
有田市民水泳場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の説明

○池田委員長： 質疑を認めます。

ご質疑ありませんか。

○成川委員： 市民水泳場利用の利便性を図ることが目的だということですが、この水泳場ができたときから考えられていることで、何故今になってこのような料金体系を採るのか。指定管理先からこのようにした方がいいとか、あるいは市からこのようにした方がいいとかという経過と、このように改正することでどのような効果が見込めるのか教えてください。

○嶋田課長： 経過としましては、平成2年8月にオープンしてから、専用利用のお客さんが、少人数でも利用したいとか、利用時間帯にも区分がありまして、

利用の仕方としても、2時間程度借りたいとかありますし、1コース10人以上というのはもともと50メートルプールの水泳場のことを参照していた関係で、現状のプールでは10人以下がいいと指定管理者や利用者からの声もありまして、今回見直しをさせていただいております。

効果につきましては、団体だけでなくグループ的な専用利用が見込めると考えております。

- 成川委員： より使いやすくするためにはこれでいいと思いますが、関連してですが、指定管理はもう2年目ですか。毎年効果などはチェックしていると思いますが、運営状況はうまくいっているのか。それと、ここの隣のコパンスポーツクラブが今月末で撤退する。利用者も多いので、その影響など分かれば教えてください。
- 嶋田課長： 令和2年度から3年度にかけての状況ですが、利用者は増えておりますが、自主事業の部分がコロナ禍ということで、あまり出来ていないところがありまして、コロナでないときのイメージとはかけ離れている部分があります。隣のコパンさんの絡みですが、子どもの水泳教室につきましては、可能な限り受け入れたいということでミズノさんとも話をしながら、コパンさんの協力も得まして、4月からできるように考えております。
- 成川委員： 環境とか取巻く状況はどんどん変化しているので、できるだけ市民水泳場を利用しやすいように大いに活用していただくのがいいと思うので。指定管理者制度を採用していますが、市も当然スポーツの振興とか政策的な意味合いもあるので、十分指定管理者と協議して、より効果の上がるようお願いします。
- 池田委員長： ほかにご質疑ありませんか。
- 上野山委員： 3人以上は分かりますが、9人以下で1コースということですが、これの目的の中に、大会のことも含まれているのかと思います。大会になれば、1コースには1人しか入りませんが、ここに記載のある3人以上10人以下というのは、プールに入っている人数のことでしょうか。
- 嶋田課長： 1コースで10人以上というのは混雑して危ない状況だと思っておりますので、そういう意味で1コース3人以上10人以下としています。実際運営している中で10人以上の団体となりますと2コース専用している実情もありますので、それに合わせたようにしています。
- 上野山委員： 入場料徴収をする、しないとありますが、これはどういうことですか。
- 嶋田課長： 以前の市民プールも含め入場料を徴収することはあまりなかったと思いますが、営利目的でプールを借りてということが他の水泳場の条例にも記載がありますので、載せておりますが、実情はあまりないと思います。
- 上野山委員： それは大会とかの観客として入場料を支払ってもらう場合とか

ということですね。

○嶋田課長： そのように認識しております。

○上野山委員： 8コースあると思いますが、すべて専用利用できるのですか。その場合一般の利用者との兼ね合いはどのように考えているのか教えてください。

○嶋田課長： 通常の団体さんの専用利用については、最大半分の4コースまでと指定管理者と話をしております。全コースを使用する大会につきましては、午前中限定であるとか、休館日の月曜日に利用していただくなどの対応をしております。

○上野山委員： 了解しました。

○池田委員長： ほかにご質疑ありませんか。

○中西副委員長： 健康増進総合施設ビックスマイルということで、隣の新都市公園の建設も進められていますが、以前、健康増進をするためには2時間という一つの時間をとらないと健康増進にはならないと嶋田課長の答弁をいただいております。時間単位で細かく切った方がいいのではないですかと尋ねると、それは健康増進全体を考えて、ここは健康増進のために健康保険適用になる施設でもあるし、そういったことを踏まえてそのような答弁をされたのかと思いますが、健康保険を適用して運動をされる方に対して、その適用が除外されてしまうということはないのですか。

○嶋田課長： 2時間というのは、プールを利用する場合は2時間の料金設定もしている中で、今回の専用利用が1時間当たり600円としているのは、1時間限定とかではなく、2時間3時間利用されると思いますが、時間単価を明確にするという意味で今回上げさせていただいております。運動する中では2時間程度で収まる。それ以上では逆にハードになってしまうかなというところで、プールとかジムも含めた施設の条件をみた中での料金設定の2時間ということにしまして、それとは直接違うかなと思います。

○中西副委員長： 保健対象のそういった事業は、全体が完成するのを待たずに今でもされているのですか。

○嶋田課長： 厚生労働省の認可を受けて、今事業としても行ってございまして、利用者に税額控除、医療費控除される部分もありますし、目的自身は変わらず進めていく方向です。

○中西副委員長： 分かりました。

○池田委員長： ほかにご質疑ありませんか。

○宇野委員： 専用利用は全体的にどの程度の割合を占めているのか。

○嶋田課長： 割合までは分かりませんが、常に専用利用されている状態ではありません。事前予約をいただいて、その上で、他の利用者に対して告知もさせていただいております。週に1回1コースの予約が入る程度だと思います。

- 宇野委員： 予約をしていただいて、専用利用していただいていると。懸念していることは、一般利用の方と区切ってしまうと不便をかけないか、利便性はどうか。その点について教えてください。
- 嶋田課長： 8コースのうち、専用利用は4コースまでに抑えてほしいとしていますが、実際のところは2、3コースで残り5、6コースありますので、今のところは一般利用の方にはご不便をかけていないと思っております。
- 宇野委員： 今後、専用利用者が増えてきても、一般の利用者が不自由を感じないように、十分に配慮してください。
- 池田委員長： ほかにご質疑ありませんか。
- 児嶋委員： 現在のところミズノさんが指定管理者として運営されています。その中には、子どものスイミングの指導者がいますね。コパンさんからこちらにかわってきますね。コパンさんで指導されていた方がこちらに移るのか、その点はどうですか。
- 嶋田課長： 子ども水泳教室につきましては、コパンさんの協力を得て、指導者等も一緒になって教えていくということで4月から行っていきます。
- 児嶋委員： そのことにおいて、指定管理料が変更になるということはないですね。
- 嶋田課長： 自主事業の部分で水泳教室をされていまして、その部分の収入には影響があるとは思いますが、プラスに働くように考えております。
- 児嶋委員： 了解です。
- 池田委員長： ほかにご質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

- 池田委員長： 以上で当委員会に付託されました案件の審議は終了しました。委員の皆様から何かありませんか。
- 成川委員： ひとつ聞いておきたいのは、有和中学校の建設工事がどんどん見えるように進んできていますが、今のところ進捗は順調ですか。
- 伊藤参事： 順調に進んでございます。
- 成川委員： 令和6年に開校予定で進んでいる。僕は市民の方からも聞いたのですが、この令和4年から初島中学校が先行統合で、令和6年に全部統合するということですが、保田のほうの情報で、文成中学校区あたりでは、3年生のときに有和中学校に入って、1年だけそこで中学生をするというよりも、初島と同じようにこの令和4年から、1年生のときから現箕島中学校に来て、もう3年間といったほうが、子どもがやりやすいのではないかという声があり、文成中学校区、宮原校区からはかなりの数の生徒が統合を待たずに箕島中学校に

入ってくるというふうに聞いているので、そのあたりの情報があれば。もし、そういう傾向があるのであれば、その対応を教育委員会としてどんなふうに考えているのか聞いておきたいです。

○伊藤参事： 宮原から箕島中学校へ春に1年生で来る生徒は7名います。ただ、単純にそういう意味で来たというのではなく、文成中学校に今まで少年スポーツ、少女スポーツでやっていたクラブがなく、箕島中学校にあるので来たいということで、これは教育委員会の基準がありますので、そういった理由で宮原小学校から7名の子どもたちが箕島中学校に入学します。

○成川委員： 初島から何名が来るのですか。

○伊藤参事： 初島からは8名です。

○成川委員： それは1年生から3年生まで合わせて8名ですか。

○伊藤参事： 2年生、3年生ですので、1年生の人数は入っておりません。

○成川委員： この4月から初島が先行統合して、文成中学校区から7名か8名という、今のところ校区制はあるんですよね。

○伊藤参事： 校区制はございます。

○成川委員： 今言ったように、なにか理由がなければ、本来からいけば来られないわけですよね。7名ですか。8名ですか。

○伊藤参事： 7名でございます。

○成川委員： そんな話を聞いたので、それは理由があって来るという話ですね。それは文成中学校区の新1年生全体の何割ですか。

○伊藤参事： 文成中学校の新1年生は、糸我と合わせてですが、59名になります。

○成川委員： 理由があって箕島中学にということですね。子どもが1年生から行ったほうが急に3年生のときに行くよりも慣れていいという、そんな話が文成校区からいっぱい出ていると聞いたので確認しました。スムーズに新学期が始まるようによろしくお願いします。

○池田委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

閉 会 午後2時39分